

令和2年度第1回東広島市入札監視委員会会議概要

- 今回の入札監視委員会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議は開催せず、書類の回議をもって会議に代えることとしました。

1 会議名

令和2年度第1回入札監視委員会

2 入札監視委員会委員

横山委員、岩元委員、石垣委員、中本委員、佐野委員

3 会議の概要

(1) 東広島市の入札契約制度の改正について

- ア 総合評価落札方式一般競争入札の改正について
- イ 東広島市復旧・復興JV制度について
- ウ 民法改正に伴う建設工事請負契約約款及び要綱要領等の改正について

(2) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

- ア 入札方式別発注工事の状況
- イ 指名除外措置の運用状況

(3) 検証対象工事の検証について

- ア 令和元年度 小学校増改築事業 八本松小学校グラウンド造成工事（六期工事）
- イ 小学校増改築事業 福富中・（仮称）福富小学校プール新築工事（建築）
- ウ 令和元年度 管路更新（耐震化）事業 寺家（寺西）地区配水管布設替工事
- エ 平成30年度 道路維持修繕事業 道路舗装工事（栄町1号線ほか）（その2）
- オ 令和元年度 土木施設災害復旧事業 高屋地区災害復旧工事（1-7）その2

(4) その他

- ア 次回委員会の開催について
令和2年度第2回委員会の開催は令和2年9月頃の予定とし、後日調整を行うことで決定した。
- イ 次回の検証工事抽出委員について
抽出委員は委員名簿の順とし、次回の抽出は横山委員が行うことで決定した。

4 審議の内容

別紙のとおり

(1) 東広島市の入札契約制度の改正について

項目	質問・意見	回答
ア 総合評価落札方式一般競争入札の改正について	<p>「地域貢献」の評点について、これまでも最高裁判例を踏まえ確認してきましたが、今回の改正についても確認しておきます。</p> <p>最判は「機会均等、公正性、透明性、経済性(価格の有用性)の確保」という4要件を損なわない限りで「地域貢献」を定めることを許容しています(最判平成18年10月26日)。グリーン購入法で、環境負荷の少ない物品の購入するために価格に加えて環境性能を評価して「地域貢献」を加えること、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」で「地域貢献」を要請しているなど、「地域貢献」については前述の4要件との整合性が求められています。</p> <p>今般の改正について、総合評価落札方式の評価点の配点をみると、東広島市内の中小企業者の受注の確保という要素が推測されますが、機械的に配点されているような印象があり、グリーン契約が必要な場合の配点がみられません。総合評価方式という規模の大きな工事であることから、「地域貢献」を設ける根拠を示して配点を考える必要があると思いますがどうでしょうか。</p> <p>「災害対応活動の有無」の応札実績について、本年度改正で発注方式を問わないこととした背景としては、昨年度において随意契約による発注が多かったことがあるのでしょうか。</p> <p>「災害対応活動の有無」の応札実績について、来年度の変更予定として応札実績ではなく受注実績を問うこととした趣旨(変更理由)は何でしょうか。</p> <p>受注実績を積み易い既存業者とそうではない新規参入業者との間で、来年度以降の評価で差が生じることは、見方によっては既得権保護のようにも見られるリスクがありますが、そうしたリスクを上回る改正によって得られる利益(合理性)としては、どのようなことを想定されているのでしょうか。</p>	<p>(1-A) 環境配慮のためのグリーン調達についてですが、総合評価だけでなく一般工事も含め、共通仕様書の中で資材、工法、建設機械等の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進することとされております。</p> <p>また、現在の公共工事においては、例えば、公共工事分野における特定調達品目である再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の資材や、排気ガス対策型、低騒音型・低振動型等環境配慮型建設機械については、仕様書において使用を指定しており、実際の使用も一般的になっております。</p> <p>従いまして、グリーン調達を地域貢献での指標とした場合、評価に差が生じにくいことなどを踏まえ、評価指標として採用していない状況です。</p> <p>(1-B) 平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事については、一般競争だけでなく、競争見積や密接不可分工事等を理由とした随意契約を含む、多様な入札契約制度を活用した発注に対し、多くの災害復旧工事を受注いただき、災害復旧の推進のためご協力いただいているところです。</p> <p>また、災害復旧工事の進捗の遅れから、今後も多くの災害復旧工事が多様な入札契約制度を活用し発注予定であることから、一般競争入札、指名競争入札又は公開見積り合わせだけでなく、競争見積り合わせや特命による随意契約も対象工事とし、インセンティブを付与したものです。</p> <p>(1-C) 災害復旧工事の進捗の遅れや入札不調率が高い値で推移している状況の中で、今後より多くの災害復旧工事を受注してもらう必要があることから、令和3年度より指標を受注実績へ変更するものです。</p> <p>また、平成31年度から災害復旧工事の発注が本格化している中で、受注実績を積むための期間が一定程度必要となることを踏まえ、平成31年3月開催の入札契約制度説明会から変更内容を説明し、早めの周知を図ってきたところです。</p>
イ 東広島市復旧・復興JV制度について	<p>災害復旧と「地域貢献」についても、上記と同様に、「地域貢献」の必要性を設ける説明が必要だと思いますがどうでしょうか。</p> <p>東広島市内の業者を構成員に含める事が要件になっていますが、そのような要件は「早期の復旧、復興を目的として、市内で不足する技術者や技能労働者を確保するため」という目的に反するのではないのでしょうか。</p>	<p>(1-D) (1-A)と同様の回答です。</p> <p>(1-E) 地域の担い手である市内の建設業者数は減少傾向にあり、特に、河内、豊栄、福富の北部三町の建設業者数は非常に少ない状況で、災害発災時における応急復旧対応可能業者の不足や、公共施設の維持管理業務の不調発生などの課題が顕在化しております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、技術者等の雇用維持、地域の活性化、経済循環にとって有効な手段である公共工事の発注については、地元で優位性を持たせた発注を行っております。</p> <p>しかしながら、災害復旧工事の入札不調は、市内における技術者・労働者不足が主な要因であることから、市内業者と市外業者で共同企業体を結成することで、市外からの技術者・労働者の確保を可能としたものです。</p>
ウ 民法改正に伴う建設工事請負契約約款及び要綱要領等の改正について	<p>建設工事請負契約約款の第46条の3第4項3号で「民事再生法の規定により選任された再生債務者等」と表記されているところ、同号の「再生債務者等」とは民事再生法第2条第2号の「再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあっては再生債務者、管財人が選任されている場合にあっては管財人をいう。」を指すと思われませんが、管財人であれば選任される存在なので(民事再生法第64条第2項)本約款の「選任された」という文言に合う一方、「再生債務者」自身は選任されるわけではないので(民事再生法第2条第1号)、少なくとも再生債務者等(再生債務者又は管財人)のうちの再生債務者については「選任された」という表現は適切でないように思います。</p>	<p>(1-F) ご指摘のとおり、「選任された」と規定された部分につきましては、検討の必要があると考えます。</p> <p>この部分は、国が示した「公共工事標準請負契約約款」に従った規定であることを踏まえた上で、適切に改正を行いたいと考えます。</p>

(2) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

項目	質問・意見	回答
ア 入札方式別発注工事の状況	入札参加者が1者という工事が11件あり、落札率が98%から100%と、一般競争入札の競争原理が働いていないのが気になります。なにか、今期の状況について説明があれば教えてください。	(2-A) 平成30年7月豪雨に係る被災箇所は広島県内に多数あり、災害復旧工事の発注時期が広島県及び県内市町で同時期に多数発注されていることから、建設業者の技術者・労働者不足を要因とする入札不調が、災害復旧工事だけでなく一般工事にも影響してきたためと推測されます。
イ 指名除外措置の運用状況	質問、意見等はありませんでした。	

(3) 検証対象工事の検証について

項目	質問・意見	回答
ア 令和元年度 小学校増改築事業 八本松小学校グラウンド造成工事 (六期工事)	総合評価に関する評価基準の「地域の精通性」及び「地域貢献の実績」と、グラウンド造成との関連について教えてください。	(3-A) 地域の活性化、経済循環にとって有効な手段である公共工事の発注については、地元で優位性を持たせた発注や、地域経済への貢献について配慮していく必要があります。 また、工事を円滑に実施するためには、地域の自然的、社会的条件に熟知していることや、ボランティア等の活動を通じて地域における信頼性、社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの観点から、総合評価案件の指標として、「地域の精通性」及び「地域貢献の実績」を設定しております。
	落札率が低くなっていますが、どのような理由からこの価格が実現しているのでしょうか。	(3-B) 本案件は、土砂の掘削運搬と法面工事が主な工事内容となっており、比較的単純な工事であることから、人気が高く、競争原理が働いたため、落札率が低くなったものと推測されます。
イ 小学校増改築事業 福富中・(仮称)福富小学校プール新築工事(建築)	総合評価に関する評価基準の「地域の精通性」と、プール新築工事との関連について教えてください。	(3-C) (3-A)と同様の回答です。
ウ 令和元年度 管路更新(耐震化)事業 寺家(寺西)地区配水管布設替工事	入札参加者が1者となった背景が分かれば聞かせてください。その上で、落札率が100%となっていることに関し、工事の性質上の予定される価格なのか、入札参加者が少ない工事なのかについて教えてください。	(3-D) 令和元年度における水道管布設工事は、全体発注件数19件に対し、応札者無しによる入札不調が4件であり、また、1件当たりの応札者数も1~2者の案件が8件ありました。 応札業者数の減少や入札不調の主な要因は技術者不足であり、年度後半に入札不調が増加する傾向にあります。 こうした状況から、本案件につきましても、競争原理が働きにくい状況にあったため、応札者数が1者で落札率100%となったものと推測されます。
エ 平成30年度 道路維持修繕事業 道路舗装工事(栄町1号線ほか) (その2)	入札参加資格の設定の理由及びその経緯として、「既発注の「道路舗装工事(栄町1号線ほか)」と一体的な整備が必要であることから、密接不可分な関係を有している。」とありますが、それなら何故、両者を一体として発注しなかったのでしょうか。	(3-E) 既発注の「道路舗装工事(栄町1号線ほか)」については、新美術館周辺の舗装打ち換え及びその上部へのカラー舗装を行う工事内容ですが、カラー舗装の施工範囲について、美術館周辺の一体的な修景を考慮し、追加する必要が生じたものです。 しかしながら、地元関係者との協議により、平成31年2月末までの早期に工事を完了する必要があったこと、追加するカラー舗装部分のみ違う業者が施工した場合、舗装打ち換え部分とカラー舗装部分の契約不適合責任が不明瞭となること、既工事との一体施工による騒音、通行止め等社会環境への影響を軽減できることを考慮し、特命随意契約により行ったものです。
	この工事は「諸経費調整対象工事」とありますが、この場合は、必ず随意契約となるものなのでしょうか。	(3-F) 諸経費調整対象工事とは、同業種で近接した既発注工事の受注者が、当該工事も同時期に受注した場合、現場管理費等諸経費の削減が可能となることから、工事毎の直接工事費から諸経費計算を算出するのではなく、一体工事とみなし合算した直接工事費から諸経費を算出し、各工事へ諸経費の調整を行う工事のことです。 なお、同一業種の場合は、随意契約だけでなく、一般競争入札、指名競争入札も「諸経費調整対象工事」となります。
オ 令和元年度 土木施設災害復旧事業 高屋地区災害復旧工事(1-7)その2	質問、意見等はありませんでした。	